

高病原性鳥インフルエンザの通報要件が見直されました

家畜伝染病予防法第13条の2により特定の症状を示した家畜を発見した獣医師または家畜所有者は、**速やかに**家畜保健衛生所へ届け出なければならないことになっています。

従来

家きん舎毎に1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上になる場合

【通報の例外】

死亡率が2倍になった原因が・・・

- ・飼養管理のための設備の故障による場合
- ・気温の急激な変化による場合
- ・火災、風水害による場合
- ・その他の非常災害等による場合
- ・平均死亡率0羽の鶏舎で1羽死亡した場合

追加

平成25年
4月1日～



- ・21日齢以下のひなが死亡していても、その家きん舎におけるひなの平均的な死亡率の2倍未満の場合
- ・強制換羽中の家きんが死亡していても、その家きん舎における強制換羽による平均的な死亡率の2倍未満の場合

今回追加された【通報の例外】を適用するためには、平均的な死亡率等を設定し、条件を整理する必要がありますので、家畜保健衛生所へご相談ください。

注意

【通報の例外】に該当する場合でも、家畜保健衛生所で状況の確認をしますので、自己判断せずに必ず家畜保健衛生所までご連絡をお願いします！！

届出が遅れたことにより手当金が減額された事例

【高病原性鳥インフルエンザ発生農場A】

通報2日前	死亡羽数の大幅増加
通報1日前	獣医師により高病原性鳥インフルエンザの否定
通報	高病原性鳥インフルエンザ発生



減額割合：2割

(減額割合の適用は特別手当金のみ)

特定症状

- ・鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。
- ・5羽以上の家きんが、まとまって死亡し、又はまとまってうずくまっている場合。



沈うつ



肉冠の出血・チアノーゼ



脚の浮腫・皮下出血



突然死

お問い合わせ先：山梨県西部家畜保健衛生所

電話 平日：0551-22-0771 FAX：0551-22-6728
夜間・休日：090-5564-1018 または 090-5568-0817